

---

# 城陽市障がい福祉計画（案）

第4期【平成27年度（2015年度）～平成29年度（2017年度）】

---

平成27年（2015年）3月

城 陽 市



## 目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 基本理念	2
第3節 障がい福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	3
第4節 計画の期間	4
第5節 関連計画との整合	4
第6節 計画の策定体制	4
第7節 計画の評価体制	5
第2章 障害者総合支援法におけるサービス提供の仕組み	6
第1節 障がい福祉サービスの体系	6
第2節 利用手続きの流れ	8
第3節 利用者負担	9
第4節 城陽市の独自軽減策	11
第3章 城陽市における障がい者の状況	12
第1節 身体障害者手帳所持者数の推移	12
第2節 療育手帳所持者数の推移	12
第3節 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移	13
第4節 障がい福祉サービスの利用	13
第5節 地域生活支援事業の利用	17
第4章 平成29年度（2017年度）の目標値の設定	21
第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行について	21
第2節 福祉施設から一般就労への移行について	22
第5章 自立支援給付	23
第1節 訪問系サービス	23
第2節 日中活動系サービス	24
第3節 居住系サービス	26
第4節 相談支援	27

第5節 福祉サービス等の種類ごとの見込量確保のための方策.....	27
第6節 福祉サービス等の事業を行う者の確保に関する計画等.....	28
第6章 障がい児通所支援給付.....	29
第1節 体系のイメージ.....	29
第2節 障がい児通所支援、障がい児相談支援.....	30
第3節 障がい児通所給付の見込量確保のための方策.....	31
第4節 事業を行う者の確保に関する計画等.....	31
第7章 地域生活支援事業.....	32
第1節 実施する事業の内容.....	32
第2節 各年度における事業の種類ごとの見込量.....	32
第3節 各事業の見込量の確保のための方策.....	37

# 第 1 章 計画の基本的な考え方

---

## 第 1 節 計画策定の趣旨

---

城陽市では、「城陽市障がい者計画」を平成 24 年（2012 年）3 月に策定し、「障がいのある人とない人が共に生きる地域社会の実現」を基本目標として、障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進しています。

年々、障がいのある人の福祉を取り巻く環境が大きく変化していることから、平成 18 年（2006 年）4 月に障害者自立支援法が施行されました。

同法によって、これまで障がいの種別（身体障がい、知的障がい、精神障がい）ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス等について、障がいの種別にかかわらず障がいのある人が必要なときに必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みが一元化されました。

その後も、障がい福祉に対するニーズは多様化し、よりきめ細やかなサービス提供が求められるようになりました。そこで障害者自立支援法は平成 25 年 4 月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称「障害者総合支援法」<sup>※</sup>）へと移行しました。

法においては、「共生社会の実現」「障がい福祉サービス提供対象者の範囲の見直し」「サービス提供体制のさらなる整備」が進められることとされました。

このため、城陽市では、「城陽市障がい者計画」の方向性を踏まえ、障がい福祉サービスの提供体制の確保と円滑な事業実施を図るため、3 年間を 1 期とする「城陽市障がい福祉計画」の第 1 期計画・平成 18～20 年度（2006～2008 年度）及び第 2 期計画・平成 21～23 年度（2009～2011 年度）、第 3 期計画・平成 24～26 年度（2012～2014 年度）を策定し、施策の推進を図ってきました。

今期は、国から示された基本指針及び第 3 期計画の点検・評価を踏まえ、平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までを計画期間とする第 4 期計画を策定するものです。

※本書においては以降、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を通称名である「障害者総合支援法」と表記します。

## 第 2 節 基本理念

---

本計画では、障がい者の自立と社会参加を支援するノーマライゼーションとリハビリテーションの 2 つの考え方を基本とする「城陽市障がい者計画」との整合性を保ちながら、以下の 6 点を基本理念と位置付けることとします。

### (1) 障がい者の権利と尊厳の保護

障がい者が自分らしい人生を送るにあたって、人としてふさわしい生活を営む権利と個人の尊厳が重んじられるとともに、差別などの人権侵害がけっしてない地域社会をめざします。

### (2) 社会のバリアフリー化の推進

障がい者が、障がいのない人と同じように自由に行動し、社会参加できる上で妨げとなる物理的、制度的、社会的及び心理的な障壁をつくらず、取り除くことによって、障壁のない社会の形成やまちをめざします。また、障がいによる心身の特性、あるいは運動やコミュニケーションの特性を受け止め、多様な障がいをあたたかく包括し、ともに社会参加を行える市民意識の醸成をめざします。

### (3) 交流と支えあいの推進

障がいのある、ないに関わりなく市民一人ひとりがお互いに交流し、支えあうとともに、一人ひとりが地域福祉の担い手である自覚を持ち、ともに地域の活動に参加する協働のまちをめざします。

### (4) 障がい者の主体性の確保

障がい者が個性や持てる能力を十分に発揮でき、主体性を持ち社会へ積極的に参加できる地域社会をめざします。

### (5) ニーズの多様性への対応

障がいの種別・程度別にニーズや、保健・医療・福祉、教育、生活環境、就労など多岐にわたる社会的支援へのニーズに対応したきめ細やかな施策の充実を図る一方で、高齢者福祉施策などと施策間の連携を図り、行政施策の体系的かつ効果的な提供システムの確立をめざします。

### (6) 支援の連続性への配慮

保健・医療・福祉、教育などの支援にあたって、障がい者やその家族の一生を見据えながら、成長、加齢に応じた適切な支援や、連続性のあるサービスの提供をめざします。

### 第 3 節 障がい福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

---

障がい福祉サービスの提供体制を確保するため、基本的理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して計画的な整備を図ります。

#### (1) 必要とされる訪問系サービスの充実

多様なニーズに対応した訪問系サービスの充実を図ります。

#### (2) 希望する障がい者等に対する日中活動系サービスの充実

多様なニーズに対応した日中活動系サービスの充実を図ります。

#### (3) グループホームの充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場として、グループホームの充実を図るとともに、自立支援事業等の推進により、施設入所・入院から地域への移行を図ります。

#### (4) 福祉施設から就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、サービス事業所において働く場の拡大を図ります。

#### (5) 相談支援の提供体制の充実

障がい者等、とりわけ重度の障がい者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むため、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の充実を図ります。

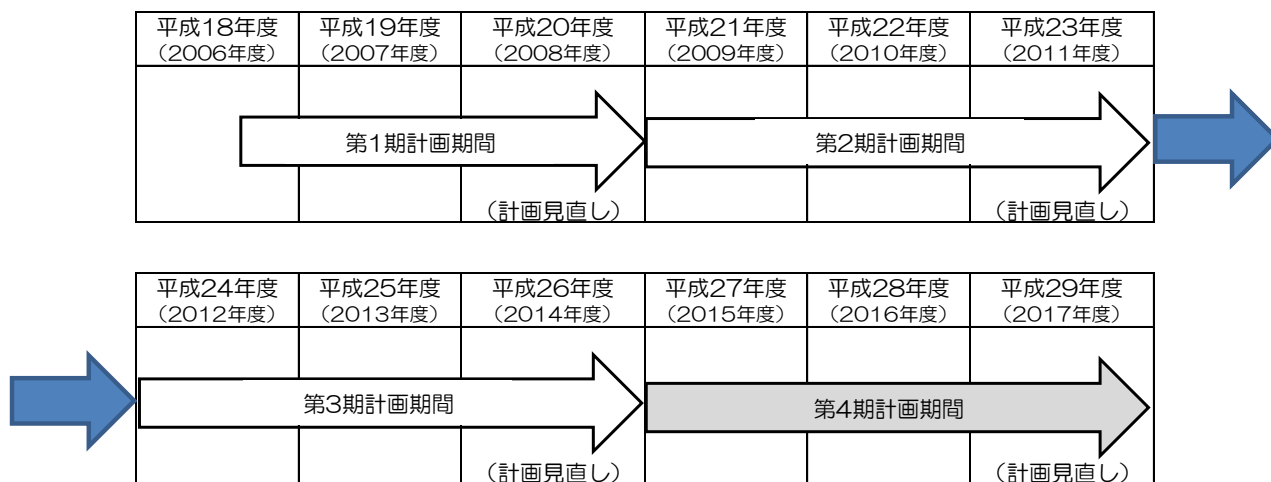
#### (6) 地域生活支援事業の推進

障がい者の地域での生活を支援するため、障がい者の状況に応じた柔軟な事業形態による効率的、効果的な地域生活支援事業の実施を図ります。

## 第 4 節 計画の期間

---

この計画は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までを計画期間とします。



## 第 5 節 関連計画との整合

---

この計画は、「城陽市障がい者計画」の施策における具体的なサービスの数値目標等を設定するものです。

また、「城陽市障がい者計画」は、「城陽市地域福祉計画」と整合を図りながら推進する障がい者関連施策の具体的な発展方向を示したものです。

## 第 6 節 計画の策定体制

---

この計画の策定にあたっては、市民参加による計画策定のため、学識経験者、福祉関連団体代表者、民間施設関係者、公募市民等の参画により組織される「地域福祉推進会議」を開催し、意見を伺いました。さらに、学識経験者、相談支援事業所関係者、医師、教育職員、公募市民、市内の障がい者団体代表等により組織される「城陽市障がい者自立支援協議会」を開催し、意見を伺いました。

また、市内の障がい者団体、福祉サービス事業者より意見聴取を行い、パブリックコメントを実施しました。



## 第 7 節 計画の評価体制

---

この計画の実施にあたっては、サービスの見込量が適切であるか、障がい者の地域生活への移行が進んでいるか、就労への移行が進んでいるか等の達成状況を年度ごとに点検、評価します。

そのため、「地域福祉推進会議」や「障がい者自立支援協議会」を開催し、計画の総合的・効果的な推進を図ります。

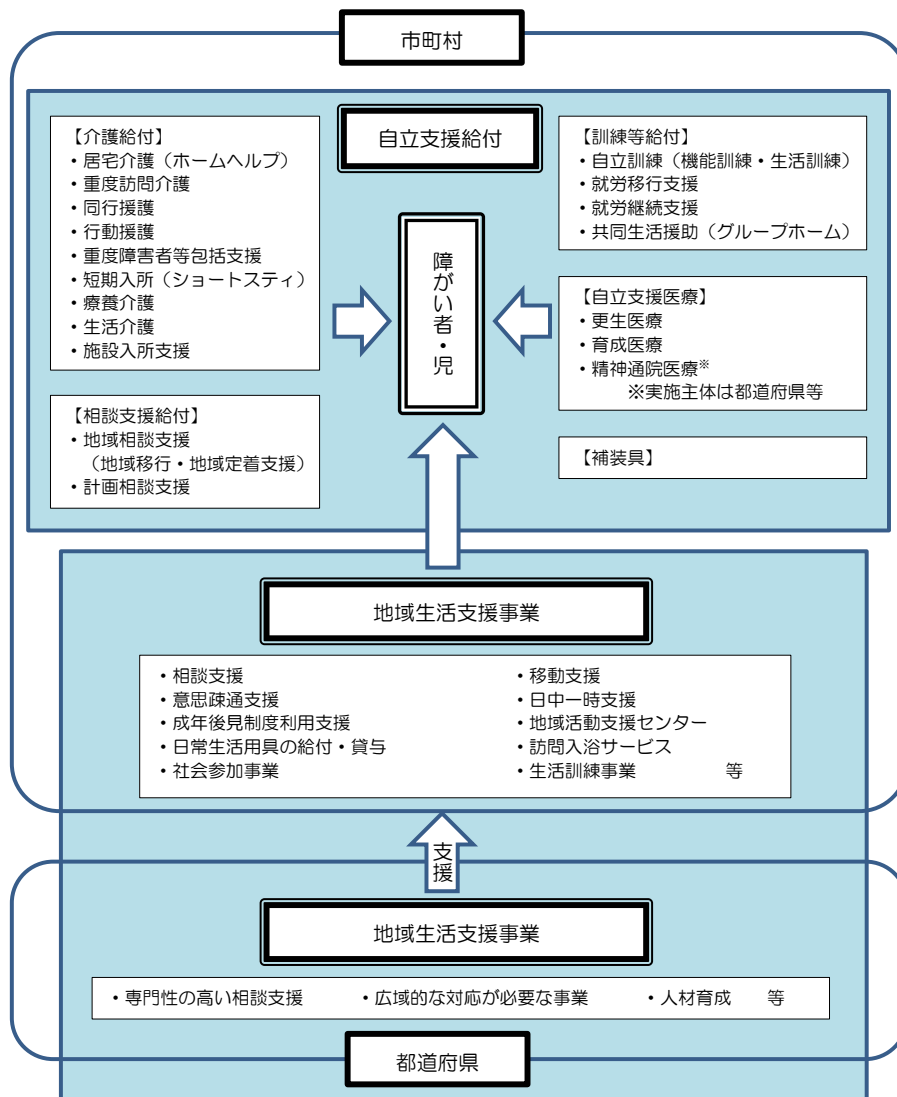
## 第2章 障害者総合支援法におけるサービス提供の仕組み

### 第1節 障がい福祉サービスの体系

障害者自立支援法のもとでは、3障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい）を対象として、サービスが提供されておりましたが、障害者総合支援法のもとでは、そこに難病等も含まれるようになりました。

サービス体系は、障害者総合支援法により規定され、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と地域の実情に応じて市町村などが独自に実施する「地域生活支援事業」に大別されます。さらに、自立支援給付は、「介護給付」、「相談支援給付」、「訓練等給付」、「自立支援医療」、及び「補装具」に分けられます。

障がい福祉サービスの全体像



障がい福祉計画（第3期）からの、計画内容に関わる主な変更点は次の通りです。

- サービス支給量の基準となる障がい程度区分が障がい支援区分へと変更されました。名称変更だけでなく、判定に至るまでの経過が見直され、より利用者の実情に合わせたサービスが提供できるようになりました。
- 障害者自立支援法のもとでは難病患者等はサービス対象に含まれていませんでしたが、障害者総合支援法においては、難病患者等も新たに加わることとなりました。
- 平成26年度より共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）へと一元化されました。
- 新たに障がい児通所支援給付を本計画に加えることとされました。
- 地域生活支援事業において、成年後見人制度利用支援事業、自発的活動支援事業、手話奉仕員養成研修事業が新たに必須事業になりました。

## 第 2 節 利用手続きの流れ

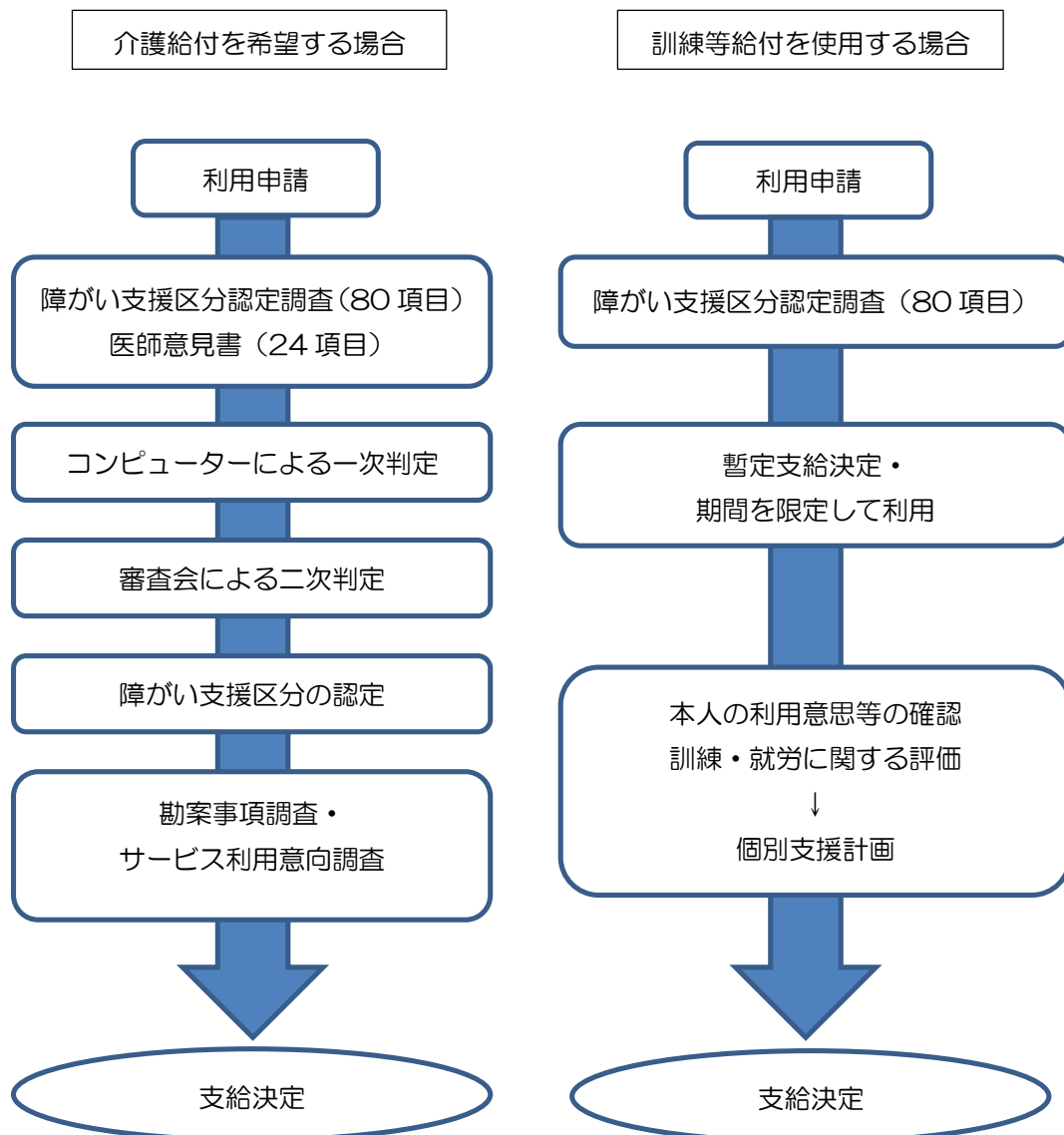
障がい福祉サービスを利用する場合は、利用申請を行った後、障がい支援区分に基づく判定が必要となります。障がい支援区分は、軽度な区分 1 から重度な区分 6 までの 6 段階に分かれています。

まず、調査員がサービス利用者の生活動作の能力（ADL・日常生活動作、IADL・手段的日常生活動作）などについて面接調査を行います。介護給付を希望する場合は全国共通の 80 項目の調査結果及び医師意見書の 24 項目により一次判定を行います。

さらに、医師意見書（一次判定の 24 項目以外）や調査員による特記事項も勘案して、二次判定が行われます。二次判定は城陽市障がい者介護給付費等支給認定審査会によって行われます。

なお、訓練等給付を希望する場合は医師意見書は不要となります。

### サービス利用の手続き



### 第3節 利用者負担

利用者負担は、サービス量と所得の双方に着目した仕組みとなっており、食費・光熱水費等は実費負担とされております。利用者負担額は、サービス利用量に応じた原則1割の定率負担です。

障がい福祉サービスの定率負担は、世帯の収入状況に応じて4区分に分かれ、月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は生じません。また、定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得者に配慮した軽減策が講じられています。

障がい福祉サービスの利用者負担額の例（介護給付、訓練等給付）

定率負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1カ月当たりの負担限度額が設定されています。

#### 【障がい者の利用者負担】

平成26年4月1日現在

所得区分	世帯の収入状況	国基準負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満）	9,300円
一般2	上記以外 及び入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者のうち市町村民税課税世帯 ※	37,200円

※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合は、一般2となります。

#### 【障がい児の利用者負担】

平成26年4月1日現在

所得区分	世帯の収入状況	国基準負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	
一般1	市町村民税課税世帯 （所得割28万円未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則ですが、障がい者に係る所得区分認定を行う際に、本人と配偶者のみの所得で判断します。この他にも、入所施設、グループホームを利用する場合の個別減免、同じ世帯の中で複数の障がい者がサービスを利用する場合など、利用者の生活状況に応じた減免措置が講じられています。

利用者負担に関する配慮措置

	ホームヘルプ 利用者	通所施設 利用者	入所施設 利用者 (20歳未満)	入所施設 利用者 (20歳以上)	グループホーム 利用者
食費・光熱水費		食事負担 軽減 (経過措置)	補足給付		
障がい福祉サービス定率負担	利用者負担の月額上限設定				
	高額障害福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）				
				医療型 個別減免	
	生活保護への移行防止（負担上限を下げる）				

## 第4節 城陽市の独自軽減策

城陽市は京都府と協調して、在宅で生活されている重度障がいの方や収入の低い方に対し、階層を細分化し、国制度より低い上限月額を設定し、負担を軽減しています。

負担上限月額を低くすることにより、多くのサービスを必要とする方にとって、1カ月の負担額が軽減されます。

しかし、1割の負担額が上限月額に至らない程度のサービスを利用する方は、結果として負担額の軽減がされず1割の負担額を支払うこととなります。

このため城陽市では、1カ月間の負担額を30%軽減する独自施策を行っています。

負担上限額に達しない利用者には、1カ月の負担額を30%軽減します。

この軽減策により、障がい福祉サービスの利用者の全員の負担額が軽減されます。

さらに、補装具の給付事業、同行援護については、利用者負担がない制度を継続します。また、地域生活支援事業については、利用者負担を求めないこととします。

### 障がい福祉サービス（介護給付、訓練等給付）を利用したときに適用する負担軽減額

#### 【障がい者の利用者負担】

所得区分	世帯の収入状況	上限月額		平成26年4月1日現在	
		国	京都府	上限月額	利用料減額
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満）	9,300円	9,300円	6,510円	上限月額に満たない場合は定率負担額の30%相当の額を減額する
一般2	上記以外及び入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者のうち市町村民税課税世帯 ※	37,200円	37,200円	26,040円	

※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合は、一般2となります。

#### 【障がい児の利用者負担】

所得区分	世帯の収入状況	上限月額		平成26年4月1日現在	
		国	京都府	上限月額	利用料減額
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円	4,600円	3,220円	上限月額に満たない場合は定率負担額の30%相当の額を減額する
一般2	上記以外	37,200円	37,200円	26,040円	

### 第 3 章 城陽市における障がい者の状況

#### 第 1 節 身体障害者手帳所持者数の推移

城陽市の身体障害者手帳所持者数は、平成 20 年度（2008 年度）には 3,760 人、平成 25 年度（2013 年度）には 4,388 人、この 5 年間に 628 人、16.7%増加しています。

等級	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)
1 級	974	1,008	1,031	1,076	1,111	1,140
2 級	536	568	575	590	583	594
3 級	659	667	678	700	731	736
4 級	1,040	1,123	1,168	1,222	1,275	1,315
5 級	274	270	278	292	298	302
6 級	277	282	277	287	294	301
計	3,760	3,918	4,007	4,167	4,292	4,388

#### 第 2 節 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、平成 20 年度（2008 年度）には 589 人、平成 25 年度（2013 年度）には 658 人、この 5 年間に 69 人、11.7%増加しています。

等級	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)
A	259	269	278	277	281	281
B	330	337	352	365	368	377
計	589	606	630	642	649	658

\* Aは重度、Bは中度・軽度です。



### 第 3 節 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

---

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成 20 年度（2008 年度）には 229 人、平成 25 年度（2013 年度）には 350 人、この 5 年間に 121 人、52.8%増加しています。また、通院医療費の公費負担制度（自立支援医療）の利用者は、平成 25 年度（2013 年度）末で 1,111 人となっています。

等級	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)
1 級	32	39	39	35	26	28
2 級	109	114	129	136	160	166
3 級	88	106	134	144	158	156
計	229	259	302	315	344	350

### 第 4 節 障がい福祉サービスの利用

---

平成 24 年度（2012 年度）から平成 26 年度（2014 年度）の 11 月までの実績による見込みの障がい福祉サービスの利用状況は、以下のとおりです。

- 訪問系サービスは、同行援護と行動援護においては利用者数が増加傾向にあり、利用時間数も計画見込量を上回っていますが、居宅介護と重度訪問介護においては介護保険制度へ移行する利用者が増加したことにより見込量を下回りました。
- 日中活動系サービスも、概ね利用者が増加傾向にあります。特に就労移行継続支援 A 型と B 型については大きく見込量を上回りました。就労移行支援においては一般就労移行、就労移行継続支援 A 型と B 型への移行が進んだことにより見込量を下回りました。
- 居住系サービスの共同生活援助も、計画見込量を上回っています。グループホームといった地域生活を支える基盤整備が今後も必要です。

## サービス利用の現状

### (1) 訪問系サービスの利用状況

(単位：1カ月当たり)

第3期実績	単位	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度見込 (2014年度)
居宅介護	人	86	92	92
	時間	935	1,023	1,028
重度訪問介護	人	8	4	5
	時間	626	314	335
同行援護	人	19	24	24
	時間	563	590	529
行動援護	人	17	20	22
	時間	501	546	542
合 計	人	130	140	143
	時間	2,625	2,473	2,434

第3期計画	単位	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)
居宅介護	人	92	98	106
	時間	1,035	1,103	1,193
重度訪問介護	人	8	9	10
	時間	501	564	627
同行援護	人	23	24	25
	時間	460	471	500
行動援護	人	15	17	19
	時間	401	465	505
合 計	人	138	148	160
	時間	2,397	2,603	2,825

## (2) 日中活動系サービスの利用状況

(単位：1カ月当たり)

第3期実績	単位	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度見込 (2014年度)
生活介護	人	209	211	211
	人日	3,613	3,638	3,744
自立訓練（機能訓練）	人	1	1	2
	人日	8	6	15
自立訓練（生活訓練）	人	11	22	21
	人日	149	389	380
就労移行支援	人	28	9	8
	人日	425	140	132
就労継続支援（A型）	人	30	32	34
	人日	575	630	693
就労継続支援（B型）	人	99	106	117
	人日	1,595	1,706	1,918
療養介護	人	13	13	13
短期入所	人	42	40	57
	人日	198	194	250

第3期計画	単位	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)
生活介護	人	250	258	262
	人日	3,638	3,725	3,813
自立訓練（機能訓練）	人	2	2	2
	人日	20	20	20
自立訓練（生活訓練）	人	23	25	28
	人日	263	286	321
就労移行支援	人	26	28	30
	人日	503	542	581
就労継続支援（A型）	人	23	24	26
	人日	367	383	414
就労継続支援（B型）	人	90	92	96
	人日	1,159	1,185	1,237
療養介護	人	15	16	17
短期入所	人	52	58	62
	人日	291	325	347

(3) 居住系サービスの利用状況

(単位：1カ月当たり)

第3期実績	単位	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度見込 (2014年度)
共同生活援助 共同生活介護*	人	27	31	34
施設入所支援	人	70	68	65

第3期計画	単位	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)
共同生活援助 共同生活介護*	人	27	29	31
施設入所支援	人	71	72	73

\*平成26年4月1日より共同生活介護は共同生活援助に一元化されました。

(4) 相談支援の利用状況

(単位：1カ月当たり)

第3期実績	単位	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度見込 (2014年度)
計画相談支援	人	3	5	23
地域移行支援	人	0	1	0
地域定着支援	人	0	0	0

第3期計画	単位	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)
計画相談支援	人	18	36	56
地域移行支援	人	3	3	3
地域定着支援	人	2	2	2

## 第 5 節 地域生活支援事業の利用

地域生活支援事業の平成 24 年度（2012 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までの実施状況は以下のとおりです。なお、各年度の数値は 1 年間の実績となっています。（平成 26 年度（2014 年度）は 11 月までの実績による見込みです）

○地域生活支援事業は概ね目標を達成しておりますが、基幹相談支援センターについては、サービス等利用計画作成の推進の観点より、特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の整備に力を入れることが急務であったため設置できませんでした。

○登録手話通訳者派遣、登録要約筆記者派遣、手話奉仕員養成は計画見込量を上回る実績となっています。意思疎通支援の需要は高い傾向にあります。

### (1) 相談支援事業

(単位：1 年当たり)

第 3 期実績	単位	24 年度 (2012 年度)	25 年度 (2013 年度)	26 年度見込 (2014 年度)
基幹相談支援センター	(有無)	無	無	無
相談支援事業所	カ所	5	8	12
成年後見制度利用支援事業	人	0	1	2
自立支援協議会	カ所	1	1	1
障がい者虐待防止センター	カ所	1	1	1

第 3 期計画	単位	24 年度 (2012 年度)	25 年度 (2013 年度)	26 年度 (2014 年度)
基幹相談支援センター	(有無)	有	有	有
相談支援事業所	カ所	10	13	15
成年後見制度利用支援事業	人	2	2	2
自立支援協議会	カ所	1	1	1
障がい者虐待防止センター	カ所	1	1	1

## (2) コミュニケーション支援事業

(単位：1年当たり)

第3期実績	単位	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度見込 (2014年度)
手話通訳者派遣	件	864	903	920
登録手話通訳者派遣	件	179	208	210
登録要約筆記者派遣	件	197	204	220

第3期計画	単位	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)
手話通訳者派遣	件	900	930	950
登録手話通訳者派遣	件	130	145	150
登録要約筆記者派遣	件	170	180	190

※平成26年4月1日よりコミュニケーション支援事業は国の要綱改正により意思疎通支援事業に名称変更されました。

## (3) 日常生活用具給付事業

(単位：1年当たり)

第3期実績	単位	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度見込 (2014年度)
日常生活用具給付	件	1,967	2,054	2,102

第3期計画	単位	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)
日常生活用具給付	件	1,919	1,965	2,012

(4) 移動支援事業

(単位：1年当たり)

第3期実績	単位	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度見込 (2014年度)
移動支援	時間	18,676	18,497	18,456

第3期計画	単位	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)
移動支援	時間	26,629	26,363	25,945

(5) 地域活動支援センター

(単位：1年当たり)

第3期実績	単位	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度見込 (2014年度)
地域活動支援センター	力所	0	0	0

第3期計画	単位	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)
地域活動支援センター	力所	1	1	1

(6) 日中一時支援事業

(単位：1年当たり)

第3期実績	単位	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度見込 (2014年度)
日中一時支援事業	時間	26,099	29,077	31,750

第3期計画	単位	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)
日中一時支援事業	時間	27,647	28,047	28,453

## (7) その他の事業

(単位：1年当たり)

第3期実績	単位	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度見込 (2014年度)
自動車運転免許取得費助成	件	2	3	1
自動車改造費助成	件	2	0	2
更生訓練費支給事業	人	1	1	1
手話奉仕員養成	会場	2	2	2
講習修了見込み者数	人	24	34	28
要約筆記奉仕員養成	会場	1	1	1
講習修了見込み者数	人	7	21	5
点訳奉仕員養成	会場	1	1	1
朗読奉仕員養成	会場	1	1	1

第3期計画	単位	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)
自動車運転免許取得費助成	件	1	1	1
自動車改造費助成	件	1	1	1
更生訓練費支給事業	人	2	2	2
手話奉仕員養成	会場	2	2	2
講習修了見込み者数	人	10	12	16
要約筆記奉仕員養成	会場	1	1	1
講習修了見込み者数	人	8	10	12
点訳奉仕員養成	会場	1	1	1
朗読奉仕員養成	会場	1	1	1



## 第4章 平成29年度（2017年度）の目標値の設定

### 第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行について

平成26年（2014年）3月31日時点において福祉施設に入所している障がい者について、今後、自立訓練等の事業を利用し、グループホーム、住宅等へ移行することを目指します。

項目	数値	考え方
平成25年度末の入所者数（A）	68人	平成26年3月31日の施設入所者数
【目標値】（A）のうち、平成29年度までの地域移行者（B）	9人	施設入所からグループホームや一般住宅へ移行した者の数
【目標値】平成29年度末の入所者数（C）	65人	平成30年3月31日の施設入所者数
地域生活移行率	13.2%	(B) / (A) 厚生労働省目標 12%以上
入所者数削減率	4.4%	(A-C) / (A) 厚生労働省目標 4%以上

## 第 2 節 福祉施設から一般就労への移行について

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を利用し、一般就労に移行する者の数が増加することをめざします。さらに、就労移行事業所の利用者数が増加することをめざします。

### 一般就労移行者目標

項目	数値	考え方
平成 24 年度の一般就労移行者数 (A)	4 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成 29 年度の一般就労移行者数 (B)	8 人	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
増加割合	2 倍	(B) / (A) 厚生労働省目標 2 倍以上

### 就労移行事業所利用者目標

項目	数値	考え方
平成 25 年度末の就労移行支援事業所の利用者数 (A)	9 人	平成 25 年度末において就労移行事業所を利用した者の数
【目標値】平成 29 年度末の就労移行支援事業所の利用者数 (B)	15 人	平成 29 年度末において就労移行事業所を利用する者の数
増加率	66.7%	(B-A) / (A) 厚生労働省目標 60%以上

## 第 5 章 自立支援給付

---

サービスごとに、各年度における福祉サービス等の必要な量の見込み（月間サービス提供量）、福祉サービス等の種類ごとの見込量確保のための方策、福祉サービス等の事業を行う者の確保に関する計画等を定めます。

### 第 1 節 訪問系サービス

---

平成 25 年度（2013 年度）から平成 26 年度（2014 年度）にかけての利用時間の増加率、平成 26 年度（2014 年度）の利用者数、障がい者等のニーズ、居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込を推計しています。

#### (1) 居宅介護

入浴、排せつまたは食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助を行います。

#### (2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者や重度の知的障がい者もしくは重度の精神障がい者で常に介護を必要とする方に対して、居宅での入浴、排せつまたは食事の介護のほか、外出時の移動支援を総合的に行います。

#### (3) 同行援護

視覚障がい者に対する移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、移動の援護、排せつ、食事等の介護などを行います。

#### (4) 行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に対して、行動の際に危険回避のための支援や外出時の移動の支援を行います。

#### (5) 重度障がい者等包括支援

常時介護を必要とし、特に介護の必要な程度が高いと認められた方に対し、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に行います。

(単位：1 カ月当たり)

第 4 期計画		単位	27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度 (2017 年度)
居宅介護	利用者数	人	96	100	105
	見込量	時間	1,075	1,122	1,169
重度訪問介護	利用者数	人	5	6	6
	見込量	時間	356	378	399
同行援護	利用者数	人	25	26	28
	見込量	時間	556	584	611
行動援護	利用者数	人	23	24	25
	見込量	時間	563	583	604
合 計	利用者数	人	149	156	164
	見込量	時間	2,550	2,667	2,783

\* 「重度障がい者等包括支援」について、利用対象者はありません

## 第 2 節 日中活動系サービス

平成 25 年度（2013 年度）から平成 26 年度（2014 年度）にかけての利用時間の増加率、平成 26 年度（2014 年度）の利用者数、障がい者等のニーズ、特別支援学校卒業予定者数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込を推計しています。

### (1) 生活介護

常時介護を必要とする方に対し、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動または生産活動の機会を提供します。

### (2) 自立訓練

障がい者に対し、一定期間、地域生活を営む上で必要な身体機能や生活能力向上のために、必要な訓練等の支援を行います。機能訓練は身体障がい者を、生活訓練は知的障がい者または精神障がい者を対象とします。

### (3) 就労移行支援

就労を希望する方に対し、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

#### (4) 就労継続支援

企業等での雇用が困難な方に対し、就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識や能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。A型は雇用契約に基づく就労の機会を提供しますが、B型は雇用契約を結ばないものです。

#### (5) 療養介護

医療及び常時介護が必要な方に対し、病院等への入院による医学的管理の下、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等の支援を行います。

#### (6) 短期入所

居家で介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設へ入所し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。障害者支援施設等において実施されるものが福祉型、病院・診療所・介護老人保健施設で実施されるものが医療型です。

(単位：1カ月当たり)

第4期計画		単位	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
生活介護	利用者数	人	215	218	222
	見込量	人日	3,810	3,877	3,943
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人	2	3	3
	見込量	人日	19	22	26
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人	20	19	18
	見込量	人日	365	352	340
就労移行支援	利用者数	人	10	11	12
	見込量	人日	139	152	165
就労継続支援 (A型)	利用者数	人	39	42	45
	見込量	人日	779	857	943
就労継続支援 (B型)	利用者数	人	128	138	149
	見込量	人日	2,052	2,220	2,401
療養介護	利用者数	人	13	13	13
短期入所(福祉型)	利用者数	人	62	68	74
	見込量	人日	256	282	309
短期入所(医療型)	利用者数	人	1	1	1
	見込量	人日	20	20	20

### 第 3 節 居住系サービス

---

居住系サービスについては、平成 25 年度（2013 年度）から平成 26 年度（2014 年度）にかけての利用者の増加率、平成 26 年度（2014 年度）の利用者数、障がい者等のニーズ等を勘案し、見込を推計しています。

#### (1) 共同生活援助（グループホーム）

就労等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者であって、地域で共同生活を営む方に対し、相談や日常生活上の支援を行います。なお、平成 26 年 4 月 1 日より共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助に一元化されました。

#### (2) 施設入所支援

施設に入所する方に対し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。

(単位：1 カ月当たり)

第 4 期計画		単位	27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度 (2017 年度)
共同生活援助	利用者数	人	39	41	43
施設入所支援	利用者数	人	65	65	65

## 第 4 節 相談支援

---

### (1) 計画相談支援

障がい福祉サービスの利用者に対して、相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行うなど計画的な支援を行います。なお、平成 27 年度（2015 年度）からは、全ての障がい福祉サービス利用者及び地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）の利用者の計画相談支援が義務付けられております。

### (2) 地域移行支援

施設や病院等に入院・入所している 18 歳以上の障がい者の地域での生活に移行するための相談、外出への同行支援、関係機関との調整を行います。

### (3) 地域定着支援

居宅において単身であるために緊急時の支援が見込めない状況にある障がい者に対し、常時の連携体制を確保し、緊急時の相談に対応します。

（単位：1 カ月当たり）

第 4 期計画	単位	27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度 (2017 年度)
計画相談支援	人	43	45	47
地域移行支援	人	3	3	3
地域定着支援	人	2	2	2

## 第 5 節 福祉サービス等の種類ごとの見込量確保のための方策

---

### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスの見込量確保にあたっては、退院可能な精神障がい者など、新たなサービス利用者が円滑に利用できるよう配慮するとともに、障がい特性を理解したヘルパーの養成等に努め、利用者のニーズに合致したサービスの充実を図っていきます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの見込量確保にあたっては、特別支援学校卒業者等が社会活動に参加できるよう支援するほか、就労への移行が円滑に進むよう配慮したサービス提供に努めます。

(3) 居住系サービス

施設入所から地域生活への移行が円滑に進むためには、今後もグループホームの整備が必要となるため、地域の理解を深めながら生活の場の確保に努めます。

(4) 相談支援

居住系サービスと同様にグループホーム確保に努めるとともに、施設や病院等に入院・入所している障がい者が地域での生活の移行が円滑に進むよう、関係機関との連携体制の整備に努めます。

## 第 6 節 福祉サービス等の事業を行う者の確保に関する計画等

---

本計画のサービスを行う事業者を確保するため、本市におけるニーズの状況等の情報提供を行い、京都府と協働して事業者の参入を促します。また、計画に見合うバランスのとれた整備がなされるよう、調整を図ります。

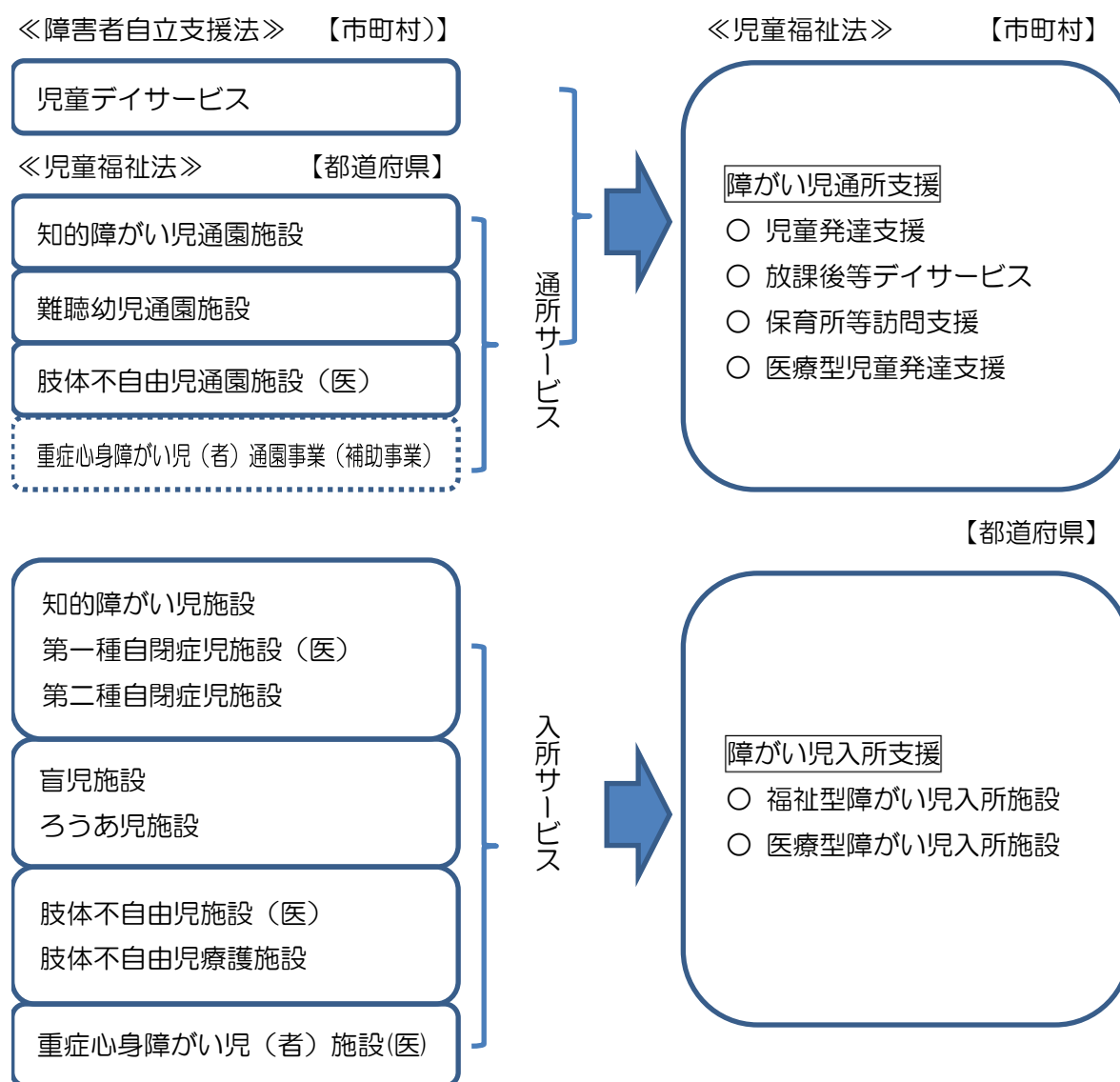


## 第6章 障がい児通所支援給付

障害者自立支援法および児童福祉法の改正に伴い、平成24年4月1日より、障がい児等に対する通所サービスと入所サービスが一新され、全て児童福祉法に基づくサービスとなりました。

### 第1節 体系のイメージ

障がい児施設・事業の一元化イメージ



※（医）は医療の提供を行っているものです。

## 第 2 節 障がい児通所支援、障がい児相談支援

### (1) 児童発達支援

発達が気になる児童に対し、日常生活における基本動作の指導知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

### (2) 放課後等デイサービス

就学している障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力の向上のための必要な訓練等を継続的に行い、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。

### (3) 保育所等訪問支援

保育所等に通う障がい児に対し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行い、保育所等の安定した利用を促進します。

### (4) 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。

### (5) 障がい児相談支援

指定障害児相談支援事業者が、障がい福祉サービスや障がい児通所支援事業等の利用を希望する障がい児及び保護者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障がい児支援利用計画を作成します。

(単位：1 カ月当たり)

第 4 期計画		単位	27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度 (2017 年度)
児童発達支援	利用者数	人	87	97	107
	見込量	人日	550	613	677
放課後等デイサービス	利用者数	人	129	138	148
	見込量	人日	401	432	462
保育所等訪問支援	利用者数	人	7	7	7
	見込量	人日	7	7	7
医療型児童発達支援	利用者数	人	4	5	5
	見込量	人日	25	30	34
障がい児相談支援	利用者数	人	19	20	21

### 第 3 節 障がい児通所給付の見込量確保のための方策

---

サービスを必要とする障がい児が適切なサービスが受けられるように、障がい児相談支援事業所と連携し、障がい児通所支援事業所への通所を支援します。

### 第 4 節 事業を行う者の確保に関する計画等

---

本計画のサービスを行う事業者を確保するため、本市におけるニーズの状況等の情報提供を行い、京都府と協働して事業者の参入を促します。また、計画に見合うバランスのとれた整備がなされるよう、調整を図ります。

## 第 7 章 地域生活支援事業

### 第 1 節 実施する事業の内容

障害者総合支援法第 77 条では、市町村が実施する地域生活支援事業が定められています。地域生活支援事業は、地域の実情に応じて柔軟に実施されることが好ましい各種の事業について法定化された事業で、実施が義務付けられている必須事業と実施有無を市町村に託されている任意事業に区分されます。

城陽市では、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業の必須事業とともに、任意事業として、日常生活支援（訪問入浴サービス、生活訓練、日中一時支援）、社会参加支援（点字・声の広報発行、奉仕員養成研修、自動車運転免許取得・改造助成、その他社会参加支援（精神障がい者グループワーク））、就業・就労支援（更生訓練費給付）の各事業を実施します。

### 第 2 節 各年度における事業の種類ごとの見込量

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がい者等への理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とします。障がい特性の理解を深める講座や事業所見学等を行います。

第 4 期計画	単位	27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度 (2017 年度)
	(有無)	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その他家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とします。障がい者に対するボランティア活動の支援等を行います。

第4期計画	単位	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
	(有無)	有	有	有

(3) 相談支援事業

基幹相談支援センターは、本市における相談支援の中核的な役割を担う拠点と位置付けられます。

障がい者相談支援事業は、障がい者、障がい児の保護者または障がい者の介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うほか、障がい者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利の擁護のために必要な支援をするものです。

自立支援協議会は、相談支援事業の適正かつ円滑な推進を図るため、設置される協議会で、福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に向けた協議、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、障がい福祉計画の作成・具体化に向けた協議などを行います。

障がい者虐待防止センターは、相談支援センター等の関係機関、他の関係行政機関と連携を図りながら、虐待防止、早期発見と対応を行います。

(単位：1年当たり)

第4期計画	単位	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
基幹相談支援センター	(有無)	有	有	有
相談支援事業所	カ所	14	14	14
自立支援協議会	カ所	1	1	1
障がい者虐待防止センター	カ所	1	1	1

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者のうち、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合、成年後見申立及び報酬に係る経費の一部、または全部を支援するものです。

(単位：1年当たり)

第4期計画	単位	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
	人	3	4	5

(5) 意思疎通支援事業

聴覚障がい者等の意思疎通が円滑に行えるよう相談、情報提供、意思疎通支援を行うため、手話通訳者を設置し、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

(単位：1年当たり)

第4期計画	単位	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
手話通訳者派遣	件	970	990	1,000
登録手話通訳者派遣	件	180	210	240
登録要約筆記者派遣	件	210	230	250

\*「登録」とは、手話通訳等の資格を有し、事業に協力する方を市に登録すること。

(6) 日常生活用具給付事業

在宅の重度障がい者等が日常生活上の便宜を図るための用具であって、厚生労働大臣が定める日常生活用具の給付、貸与等を行います。

(単位：1年当たり)

第4期計画	単位	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
介護・訓練支援用具	件	6	7	8
自立生活支援用具	件	22	24	26
在宅療養等支援用具	件	14	15	16
情報・意思疎通支援用具	件	37	39	41
排泄管理支援用具	件	2,089	2,151	2,215
合計	件	2,168	2,235	2,304

(7) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うために必要な技術を習得する者を養成し、手話を必要とする障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(単位：1年当たり)

第4期計画	単位	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
手話奉仕員養成	会場	2	2	2
講習修了見込み者数	人	30	30	30

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出及び余暇活動等の社会参加のための支援を行います。

(単位：1年当たり)

第4期計画	単位	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
利用者	人	178	181	184
	時間	19,505	20,481	21,505

(9) 地域活動支援センター事業

在宅の障がい者等に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進の支援を行います。

(単位：1年当たり)

第4期計画	単位	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
本市内設置数	力所	1	1	1
本市内設置施設の利用者	人	6	7	7
本市外設置施設の利用者	人	3	3	3

(10) 任意事業

必須事業である(1)～(9)の他に、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な任意事業のうち、下記の事業について見込みを計画します。

日常生活支援においては、自宅で入浴することが困難な重度障がい者に対し、入浴車を派遣し、入浴サービスを提供する訪問入浴サービス、視覚や聴覚に障がいのある方を対象に、日常生活に必要な訓練や相談を実施して社会生活が円滑に行えるよう支援する生活訓練、在宅の障がい者等に対し、日中における活動の場を提供するとともに、日常的に介護している家族等の一時的な休息のための支援を行う日中一時支援を実施します。

社会参加支援においては、点字広報及び声の広報を発行、要約筆記奉仕員・点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成、自動車運転免許取得・改造の助成、その他社会参加支援として「閉じこもりがち」「対人関係が苦手」なため、社会とのつながりが薄い精神障がい者が定期的に通所しながら、茶話やゲーム、搜索活動等を通じて対人関係を広げ、日常生活を豊かにすることを目的とした精神障がい者グループワークを実施します。

就業・就労支援においては、就労移行事業又は自立訓練事業を利用した場合に社会復帰の促進を図るために更生訓練費を給付します。



(単位：1年当たり)

第4期計画	単位	27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)
日常生活支援				
訪問入浴サービス	人	108	108	108
生活訓練	(有無)	有	有	有
日中一時支援	時間	33,212	34,872	36,616
社会参加支援				
点字広報発行	(有無)	有	有	有
声の広報発行	(有無)	有	有	有
要約筆記奉仕員養成	会場	1	1	1
講習修了見込み者数	人	10	10	10
点訳奉仕員養成	会場	1	1	1
朗読奉仕員養成	会場	1	1	1
自動車運転免許取得助成	件	2	2	2
自動車改造費助成	件	2	2	2
その他社会参加支援 (精神障がい者グループワーク)	回	141	141	143
就業・就労支援				
更生訓練費給付	人	2	2	2

### 第3節 各事業の見込量の確保のための方策

- (1) 障がい者やその家族が、地域のより身近な所で様々な問題や悩みについて気軽に相談できるよう、相談支援事業の拡充と専門性の向上を図ります。また、各専門機関が集まる自立支援協議会を活用し、本市障がい福祉サービスの課題等を整理し、質の向上に努めます。
- (2) 視覚障がい者や聴覚障がい者及び知的障がい者等の情報収集やコミュニケーション確保について、情報伝達手段や行政情報の提供を充実するとともに、情報機器の進歩を踏まえて多様な情報提供手段の活用を図るなど情報バリアフリー化を推進します。
- (3) 障がい者の生活様式の多様化、障がいの重複化などにより、在宅サービスに対するニーズも多岐にわたっているため、現行の各サービスが障がい者にとってより使いやすくなるよう、障がい者の自己選択や自己決定を尊重し、利用者本位の適切な運用に努めます。

- (4) 高齢者などの福祉施策との十分な連携による効果的な施策運用、障がい者ニーズの多様化に対応した新たな施策の導入、施策分野間の連携強化、幅広い市民参加などにより、障がい者の自立を支援し、地域で安心して生活できる条件整備を進めます。
- (5) 手話通訳者や要約筆記者の養成を進め、意思疎通の際に手話や要約筆記を必要とする人への支援がスムーズに行えるよう体制強化に努めます。

